

国立大学法人滋賀医科大学学位論文審査実施要項

平成16年4月1日制定

令和8年7月13日改正

この要項は、国立大学法人滋賀医科大学学位規程第20条の規定に基づき、滋賀医科大学（以下「本学」という。）における医学の博士の学位（以下「学位」という。）に係る学位論文（以下「博士論文」という。）審査の実施について必要な事項を定める。

第1 課程修了による博士論文審査の出願

1 出願者の資格

博士論文審査を願い出ることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学大学院医学系研究科の最終学年に在学していること又は早期修了が認められたこと
- (2) 所定の単位を修得したこと又は博士論文を提出する日の属する学期末までに所定の単位を修得する見込みであること
- (3) 博士論文作成に必要な研究指導を受けたこと
- (4) 研究基礎力試験（QE（Qualifying Examination））に合格していること

2 出願の時期

博士論文審査の出願時期は、第1回は6月1日から6月20日まで、第2回は12月1日から12月20日まで（出願時期の末日が土日祝日の場合は、当該土日祝日の前日まで）とする。

3 出願のための提出書類

博士論文審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得た上、学務課に提出する。

- (1) 博士論文審査願（別紙様式1）
- (2) 指導教員承認書（別紙様式2）
- (3) 論文目録（別紙様式3）
- (4) 博士論文
- (5) 論文内容要旨（別紙様式4、4の2）
- (6) 博士論文の利益相反申告書（別紙様式12）
- (7) 参考論文がある場合は当該論文
- (8) 博士論文が共著論文である場合は承諾書（別紙様式5）
- (9) 博士論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書
- (10) 博士論文が未公表の場合は掲載予定証明書
- (11) 履歴書（別紙様式6）
- (12) 倫理審査委員会で協議された場合は倫理審査委員会審査結果通知書（写）
- (13) 動物実験委員会で協議された場合は動物実験承認書（写）
- (14) 動物生命科学研究倫理委員会で協議された場合は動物生命科学研究審査結果通知

書（写）

(15) 遺伝子組換え実験安全委員会で協議された場合は遺伝子組換え実験計画の承認について（写）

(16) その他必要がある場合は(12)～(15)に準ずる説明書

第2 論文提出による学位の申請

1 申請者の資格

大学院の課程を経ないで学位の授与を申請できる者の資格は、本学の在籍歴及び次の各号のいずれかに該当する研究歴（ただし、医学に限る。）を有し、別に定める論文提出による博士の学位申請者の外国語試験に合格した者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、獣医学、又は薬学を履修する6年制の課程を卒業した者で、基礎医学は5年以上、臨床医学は6年以上
- (2) 前号の学部以外の大学の学部を卒業した者は7年以上
- (3) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は14年以上

2 前項の研究歴とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学又は権威ある研究施設において専任職員（教員又は研究の職に限る。）として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学又は修了した者の場合は、大学院に在学した期間
- (3) 大学の研究生又は専攻生等として研究に従事した期間
- (4) 大学の医学部附属病院等又はこれに準ずると認める医療機関において、医師又は歯科医師として研究に従事した期間
- (5) 医師臨床研修制度において、本学の基礎研究医プログラムに所属し、当該プログラムで基礎医学研修（基礎医学研究）に従事した期間

3 前項の研究歴としての期間の要件は、次のとおりとする。

- (1) 勤務者である場合は、常勤の期間又は非常勤の場合は1週間あたりの勤務時間が原則として38時間以上である期間とする。
- (2) 医師免許保有者である場合は、初期臨床研修の期間（前項第5号を除く。）は、原則として研究歴に含めないものとする。
- (3) 歯科医師免許保有者である場合は、初期臨床研修開始後2年間は、原則として研究歴に含めないものとする。

4 申請のための提出書類

学位を申請する者は、次の各号に掲げる書類を指導教員又は博士論文を紹介した教員の承認を得た上、学務課に提出する。

- (1) 学位申請書（別紙様式7）
- (2) 論文目録（別紙様式3）
- (3) 博士論文
- (4) 論文内容要旨（別紙様式4、4の2）
- (5) 博士論文の利益相反申告書（別紙様式12）

- (6) 参考論文がある場合は当該論文
- (7) 博士論文が共著論文である場合は承諾書（別紙様式5）
- (8) 博士論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書
- (9) 博士論文が未公表の場合は掲載予定証明書
- (10) 履歴書（別紙様式6）
- (11) 資格審査願（別紙様式8）
- (12) 大学卒業証明書
- (13) 研究歴証明書
- (14) 外国語試験合格証明書
- (15) 倫理審査委員会で協議された場合は倫理審査委員会審査結果通知書（写）
- (16) 動物実験委員会で協議された場合は動物実験承認書（写）
- (17) 動物生命科学研究倫理委員会で協議された場合は動物生命科学研究審査結果通知書（写）
- (18) 遺伝子組換え実験安全委員会で協議された場合は遺伝子組換え実験計画の承認について（写）
- (19) その他必要がある場合は(15)～(18)に関する説明書

5 学位論文審査手数料

- (1) 学位論文審査手数料は、博士論文受理決定後に会計課に納入するものとする。
- (2) 本学大学院医学系研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。

第3 博士論文

- 1 博士論文は、原則として単著とし、英文で作成されたものとする。
- 2 博士論文が共著の場合は、次の各号の条件を満たすものとする。
 - (1) 博士論文提出者は、筆頭著者であること。
 - (2) 博士論文提出者は、他の共著者から当該論文を博士論文として使用しても差し支えない旨の承諾を得ていること。
 - (3) 博士論文提出者は、他の共著者が当該論文を博士論文として使用しない旨の承諾を得ていること。
 - (4) 博士論文提出者は、その研究において自ら担当した部分をまとめた和文による論文形式によって書かれた報告書を作成して、研究及び博士論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。
- 3 博士論文の公表
 - (1) 博士論文は、権威ある内外の学術誌（原則として、ジャーナルサイテーションレポート（JCR）に収録されている雑誌で、投稿時のインパクトファクターが1.0 以上である学術誌）に公表された論文とする。ただし、創刊間もない学術誌等、特別な事由のある場合は、別途審査を行うものとする。

- (2) 前号の公表された論文の提出者の所属 (Affiliation) には、本学が含まれているものとする。ただし、論文の提出者が本学大学院医学系研究科を構成する講座等に原則として研究生の身分で2年以上在籍し、研究に従事した場合は、これに代えることができる。
 - (3) 公表が予定されているものは、権威ある内外の学術誌の編集委員会等の掲載予定証明書があれば、公表論文とみなすことができる。
 - (4) やむを得ない場合には、未公表の博士論文をもって代えることができる。
未公表の博士論文は、学位の授与を受けた日から1年以内に公表しなければならない。
 - (5) 未公表の博士論文が公表されたときは、直ちに別刷2部を学務課に提出するものとする。
- 4 博士論文は、出願又は申請時点において、学術誌掲載後5年以内のものとする。

第4 審査

1 資格等審査

博士論文提出者の資格等審査は、次の各号に掲げる事項について、大学院委員会が行うものとする。

(1) 課程修了による博士論文審査出願者

- ア 在学年数
- イ 単位修得状況
- ウ その他

(2) 論文提出による学位申請者

- ア 研究歴
- イ 外国語試験合格の有無
- ウ その他

2 博士論文の受理

学長は、大学院委員会の議を経た上で博士論文を受理する。

3 審査委員の選出

- (1) 大学院委員会は、3名の審査委員を選出する。
- (2) 審査委員3名のうち、1名を主査とし、他の2名を副査とする。主査は、委員の互選により選出する。
- (3) 指導教員又は博士論文を紹介した教員は、審査委員に選出できないこととする。
ただし、審査委員会が必要と認めるときは、これらの者に説明又は意見を聞くことができる。

4 講演会

審査委員会は、審査の過程において博士論文についての講演会を開催するものとする。

5 最終試験及び学力の確認

- (1) 審査委員会は、博士論文の審査並びに課程修了による審査の場合には、国立大学法人滋賀医科大学学位規程第8条第1項に規定する最終試験を、論文提出による審査の場合には、同条第2項に規定する学力の確認を行うものとする。
- (2) 本学大学院医学系研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで論文提出による学位を申請する場合は、退学後3年以内に申請するときに限り、国立大学法人滋賀医科大学学位規程第8条第2項に規定する学力の確認のうち、外国語及び専攻学術全般に関する試問を免除することができる。
- 6 博士論文審査等の結果の報告
- 審査委員会は、博士論文審査等の結果を、博士論文審査の結果の要旨（別紙様式9）及び最終試験の結果の要旨（別紙様式10）又は学力の確認の結果の要旨（別紙様式11）により、大学院委員会に報告するものとする。
- 7 決定通知
- 学長は、大学院委員会の議を経て学位授与の可否について決定し、その結果を本人及び指導教員又は博士論文を紹介した教員に通知する。

第5 その他

この要項について、疑義が生じたときは、大学院委員会が決定する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成16年5月9日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年7月24日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から実施する。
 - 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の別紙様式1にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則
- この要項は、平成27年4月1日から実施する。
- 附 則
- この要項は、平成27年5月27日から実施する。
- 附 則
- この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 附 則
- この要項は、平成29年10月31日から実施し、平成29年10月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この要項は、令和元年8月21日から実施し、平成30年度入学者から適用する。
 - 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の第1第1項及び第3第1項の規定に

かわらず，なお従前の例による。

附 則

この要項は，令和2年7月1日から実施し，令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は，令和4年10月12日から実施し，平成31年度入学者から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学者については，改正後の第3第3項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この要項は，令和5年10月31日から実施する。

附 則

この要項は，令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要項は，令和8年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要項は，令和9年4月1日から実施する。
- 2 改正後の第2の規定にかかわらず，令和7年度までの外国語試験の合格者は，令和8年4月1日前の例によるものとし，令和8年度の外国語試験の合格者は，令和9年4月1日前の例によるものとする。

別紙様式1（課程博士用）

博 士 論 文 審 査 願

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

年度入学

(ふりがな)

氏 名

印

滋賀医科大学学位規程第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので審査をお願いします。

記

論 文 目 録

博 士 論 文

論文内容要旨

博士論文の利益相反申告書

履 歴 書

(備考)

1. 参考論文がある場合は、提出すること。
2. 博士論文が共著である場合は、共著者の承諾書及び自己の担当部分についての報告書を提出すること。
3. 博士論文が未公表の場合は、掲載予定証明書を提出すること。

指 導 教 員 承 認 書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

指導教員氏名

印

下記の論文を学位論文として提出することを承認します。

記

論文題目	
専 攻 名	
部門(コース)	
氏 名	

別紙様式3（課程博士・論文博士共用）

論文目録

※整理番号		(ふりがな) 氏 名	
博士論文題目			
参考論文題目			

(備考) ※印の欄には記入しないこと。

別紙様式4（課程博士・論文博士共用）

論 文 内 容 要 旨

※整理番号		(ふりがな) 氏 名	
博士論文題目			

(備考) 1. 論文内容要旨は，研究の目的・方法・結果・考察・結論の順に記載し，
2千字程度でタイプ等で印字すること。
2. ※印の欄には記入しないこと。

承 諾 書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

(ふりがな)
氏 名
勤務先
現住所
電 話
印

下記の論文を (論文提出者) が貴大学院医学系研究科に博士論文として提出することを承諾します。

なお、私は当該論文を博士論文として学位の授与の申請に使用いたしません。

記

論文題目

著 者 名

掲載誌名

巻・頁・年

別紙様式6（課程博士・論文博士共用）

履 歴 書		
※整理番号	本籍地	都・道・府・県
男・女		
(ふりがな) 氏 名		
年 月 日生		
現 住 所		
学 歴		
研究歴		
職 歴		
免許・資格等		
賞 罰		
以上のとおり相違ありません。		
年 月 日		
氏 名 印		

(備考) ※印の欄には記入しないこと。

学 位 申 請 書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

現住所

(ふりがな)

氏 名

印

滋賀医科大学学位規程第4条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて学位の授与を申請いたします。

記

論 文 目 録

博 士 論 文

論文内容要旨

博士論文の利益相反申告書

履 歴 書

- (備 考)
1. 参考論文がある場合は、提出すること。
 2. 博士論文が共著である場合は、共著者の承諾書及び自己の担当部分についての報告書を提出すること。
 3. 博士論文が未公表の場合は、掲載予定証明書を提出すること。

別紙様式8（論文博士用）

資 格 審 査 願

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

現住所
(ふりがな)
氏 名

印

滋賀医科大学学位規程第4条第2項の規定による学位を申請いたしたく、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので資格の審査をお願いします。

記

履 歴 書

大学卒業証明書

研究歴証明書

外国語試験合格証明書

別紙様式9 (課程博士・論文博士共用)

博士論文審査の結果の要旨

[illegible]

別紙様式10 (課程博士用)

最終試験の結果の要旨

整理番号		氏 名	
論文審査委員	主 査		印
	副 査		印
	副 査		印
(最終試験の結果の要旨)			
(年 月 日)			

別紙様式11 (論文博士用)

学力の確認の結果の要旨

整理番号		氏 名	
論文審査委員	主 査		印
	副 査		印
	副 査		印
(博士論文の関連分野についての試問の結果の要旨) (専攻学術の試問の結果の要旨) (外国語試験の結果の要旨) (年 月 日)			

博士論文の利益相反申告書

滋賀医科大学長 殿

学位申請者氏名： _____

所属・大学院学年あるいは職名： _____

論文名（著者，題名，掲載誌名，巻，頁，年）： _____

博士論文に関連して，開示すべき利益相反関係にある企業などを項目ごとに記載する

項 目	該当の状況	有の場合，企業名などの記載
① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職などの有無と報酬額（1つの企業・団体から年間50万円以上のものを記載）	（本人） 有 ・ 無	
② 株の保有と，その株式から得られる利益（1つの企業の1年間の利益が50万円以上，あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載）	（本人） 有 ・ 無	
③ 企業や営利を目的とした団体から特許使用料として支払われた報酬	（本人） 有 ・ 無	
④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究を拘束した時間・労力に対して支払われた日当，講演料など（1つの企業・団体からの年間合計50万円以上のものを記載）	（本人） 有 ・ 無	
⑤ 企業や営利を目的とした団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料（1つの企業・団体から年間合計50万円以上のものを記載）	（本人） 有 ・ 無	
⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（委託受託研究，共同研究）など（注）	（研究グループ） 有 ・ 無	

(1つの企業・団体から支払われた総額が年間50万円以上のものを記載)		
⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄附金（奨励寄附金）などの有無（注） （1つの企業・団体から支払われた総額が年間50万円以上のものを5年前までさかのぼって記載）	（研究グループ） 有 ・ 無	

（注）⑥、⑦については、学位申請者個人だけでなく、学位申請者や共著者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室なども含め、研究成果の発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

以下の項目については、博士論文に関係なく、記載する。

⑧ 企業に所属している者あるいは営利を目的とした団体が提供する寄附講座に所属している者 （所属先の企業、寄附講座に所属している著者の名前と企業名を記載）	（著者全員） 有 ・ 無	
⑨ 研究とは無関係な旅行、贈答品など （1つの企業・団体から年間5万円以上のものを記載）	（本人） 有 ・ 無	

申告日 _____ 年 月 日

所属（講座名・社会人入学者の場合は本務先の企業名も記載）

申告者署名 _____ 印

責任著者署名 _____ 印